

第10回運営調整部会 会議録

会議の名称	第10回 運営調整部会
開催日時	平成20年11月18日(火) 18時30分から21時15分
開催場所	川口市職員会館 3階 会議室
出席者	(部会長)立石部会長 (副部会長)平副部会長 (部会員)金子委員、神尾委員、高橋委員、永瀬委員、浅羽委員 鈴木委員、三宅委員、堀和委員、吉澤委員、豊田委員 石井委員
会議内容	1.(仮称)川口市自治基本条例(素案)策定のためのたたき台について 2.今後のスケジュールについて 3.広報・PIチームからの報告について
会議資料	・素案への各部会からの意見集比較表 ・起草方針 ・素案における各項目の関係 ・素案のたたき台 ・対話集会意見まとめ
発言内容	運営調整部会 <ul style="list-style-type: none"> ・起草委員会であるが、委員長には三宅委員が就任され、現在、素案から素案を作成するため、鋭意作業中であるとのことだ。10月の下旬から12月の中旬までの1カ月半の間に事前作業を含め15回という非常にタイトな日程で進めてもらっている。 ・素案のたたき台が取りまとまったとのことなので、この後報告をいただきたいと考えている。 ・協働推進懇談会からの申し出や対話集会の意見等について広報・PIチームから検討結果を報告いただく。 <p>素案に対する各検討部会からの意見について</p> <p>事務局</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全体について <ul style="list-style-type: none"> 第1検討部会からは、市民が主人公というスタンスを尊重した体系とすること、つまりは市民を最初に述べて、次に議会の役割等を述べる、その後に市役所を述べるといった体系順序の提案がされている。その上で、起草委員会と運営調整部会の役割について意見が述べられている。 第2検討部会からは、条文を「ですます調」にするという意見、第4検討部会からは、それぞれ素案に対する意見と起草委員会に期待する意

見が述べられている。

・ 総則の目的について

第1、第2、第3、第4の各検討部会から、「市民が主人公であり、市民の権利を実現する市政を確立することを目的とする」ことには違和感があるとされている。第5検討部会からは、「自治の基本原則」は本文中にないことから削除する、「法令の自主解释权」を追加するという意見が述べられている。

・ 定義について

第2、第3、第5検討部会から、協働の定義を盛り込むべきとの意見がある。第4検討部会からも「協働の原則」において定義を盛り込むべきとの意見があるところだ。一方で自治の定義については、第2、第4検討部会から修正の提案がある。

・ 市民の権利について

第2、第4検討部会から「市民の責務」について規定すべきとの意見がある。「市民の役割」で、「自治能力を高める」という表現に対して第1、第2、第4検討部会から、不明確で違和感があるとの意見がある。

・ 協働の原則について

第2検討部会から、協働に対する考え方、対等性について意見が述べられている。また、素案では、市は市民に協働を提案することができないと読めるという指摘がある。第3検討部会から、協働や市民参加等の条例の整備のあり方について意見が述べられている。

・ 地域コミュニティについて

第1検討部会からは、市・議会と市民を同列に規定するべきではない、地域コミュニティの意味があいまいであるとの意見、2つの規定に整合がとれてないという意見がある。第3、第4検討部会からは文言追加の意見がある。

・ 住民投票について

規定することに対しては大方同意が見られるが、規定の仕方については相反する意見が多く見られる。発議要件について明記して規定すべきとの意見がある一方で、新たに検討機関を設けて発議要件等については慎重に検討すべきとの意見も見受けられる。各検討部会においても、賛否両論の意見があるようだ。

・ 議会、議員の役割・責任について

第2検討部会から、議会において会派の役割は議会、議員の役割と同様に重要であることから、会派の記述を盛り込むべきとの意見、第5検討部会から、議員間の自由討論を盛り込むようにとの意見がある。

- ・組織運営について

第3検討部会から、部門間で連携し縦割り組織を解消する規定を入れるべきとの意見、第5検討部会からは、「公的責任」という表現を残すようにとの意見がある。
 - ・危機管理について

第1検討部会から、文書、資料、文化財等の安全保管について記述すべきとの意見がある。
 - ・行政評価について

第2、第3検討部会からは、公表のみで終わらず、結果を反映し改善していくことを明記すべきとの意見がある。第4検討部会からは、外部評価を取り入れる内容とするべきとの意見がある。
 - ・総合計画について

第1、第3検討部会からは、条例に則り総合計画を策定し、計画にそって業務を行うことを明記してはどうかとの意見がある。第4検討部会では、総合計画の規定は不要との意見がある。
 - ・財政について

第1検討部会から、市長の兼業禁止規定を復活して、改めて市長の章に記述すべき、財政の目標設定を記述すべきとの意見がある。
 - ・職員の能力向上・意識改革について

第1、第4検討部会からは、この規定の必要性に疑義を感じているとの意見がある。第3検討部会からは、職員の能力アップを促すようにとの意見がある。
 - ・市政オンブズマンについて

第2、第4検討部会から、設置の必要はない、運用推進委員会の設置を考えると屋上屋になる、時期尚早という意見がある。
 - ・運用推進委員会について

第1検討部会から、この委員会の設置は必要ないという意見、第4検討部会からは賛否両論ある。第3検討部会から、条例を形だけにしてはいけないとの意見があり、具体的な組織の運営方法、メンバー構成についても明記されている。
- 1.(仮称)川口市自治基本条例(素案)策定のためのたたき台について
- 起草委員長
- ・報告、提案が5点ほどある。
 - ・1点目は「起草委員会の起草方針について」

- ・ 2点目は「現在のスケジュール、進行状況について」
- ・ 3点目は「素案のたたき台そのものについて」
- ・ 4点目は「起草作業中に出てきた3つの検討点」、これは運営調整部会で検討していただきたい。
- ・ 5点目は「3点の事務上の問題」、これも運営調整部会で検討をお願いしたい。

起草方針について

すでに各検討部会にも配付をし、事務局に説明をお願いしているが、改めて私から説明する。

10月23日に起草委員3名と編集委員会正副委員長3名で、法規担当と事務局を交え引き継ぎを行い、起草方針と起草スケジュールの確認をした。

起草方針としては、素案をベースに起草をしていく、素案の趣旨からは逸脱しない、ということを確認した。その中で、内容の議論はなるべくせず、素案で決まったことを前提に、技術的な問題として素案の整理をすることとした。したがって、例えば、住民投票条例の是非、協働の是非などの議論が必要になった場合には運営調整部会にお願いしたいと考えている。

編集委員会では体系についてなかなか議論ができなかったと報告を受けているが、起草委員会で、素案の内容から体系を読み取っていく作業を行うことを確認した。矛盾する内容や対立する内容が残っていると思うが、これは一本化せずに、調整、調和させながら体系を探り出していくという作業をしている。例えば、基本的な概念でも素案では揺らぎがある。市政運営と行政運営という言葉が文脈によって適切に使われていない、事務の執行や行政の執行、市政の執行といった類似した概念が整理されずに残っている、などである。また、住民の意志、住民の意見、意識、あるいはニーズ、これは文脈によって適切な言葉を選択したのだろうが、全体として見ていくと揺らぎがある。こういったものを文脈の検討をしながら整理をしている。

法文形式に整えるわけだが、体系をつくりそれをもとに素案を整理していくことになる。その中で特に技術的な側面として、法的な概念として適切かどうか、または各個別の論点で個別条例をどのように扱うのかという問題があり、個別条例をつくる際の予想される事態を検討している。このように技術的な議論によって修正、変更が生じることはご理

解いただきたい。

検討する中で、技術的な観点で本文から落とさざるを得ない論点も幾つか出てくるであろう。しかし、完全に落とすのではなく、逐条解説で詳しい説明をする形で、生かそうではないかという検討も行っている。こういった過程で逐条解説の骨となる部分ができていくと考えている。

起草スケジュールについて

12月上旬までに作成ということで、起草スケジュールは詰まっているが、大体3段階で考えている。

第1には、素案から素案の案をつくることだ。12月上旬に向けてまずはこの作業を行っている。

次に同時並行で、検討部会やパブリック・コメントなどの意見を検討していきたい。素案に対しての意見は、現在の起草作業の中ですでに一つ一つ丁寧に検討しているところだ。

最後に最終確認、予備として、条文の整合性等全体的な観点から再度検討する段階を残している。ここにパブリック・コメント等の反映がずれ込んでくる可能性もある。

素案たたき台を、私と法制担当、事務局でつくって各検討部会の皆さんに見てもらっているが、これは議論をしやすくするためであり、このたたき台をそのまま素案にするわけではない。参考までに、このたたき台は10月25日から31日にかけて合計16時間かけて検討したものである。

素案たたき台の説明

お配りしたものは素案の内容を整理しまとめたものだが、とりあえずのたたき台であることをご理解いただきたい。

素案では、「自治」に「市民が主権者又は主人公として権利を実現する、あるいは暮らしやすい生活を実現する」というイメージや内容を込めているかと思う。だとすれば、これが自治基本条例の最終目標になるのだろう。この「市民の主権者としての生活が確保される」という「自治」に対して、市民自らがその実現をしていく、というのが1つ目の柱だ。

つまり、「市民」は、「主権者として市政に参加する、自治を実現する、という目的のために、主権者として自ら市政に参加する」ということが

素素案の中で謳われていると理解している。

そして、「市民つまり主権者から信託を受けた市が市政を運営する」というのがもう一つの柱としてある。これも最終的には自治の実現ということが目的になっている。

次に、市民が主権者として市政に参加するための権利が3つ書かれている。1つ目が、市政運営に対して自ら意見を表明する権利。2番目は、市政運営について情報を知る権利。3番目は、市政運営の中で公平かつ誠実に扱われるという権利である。

素素案では、これらに完全に対応する形で、市政運営が行われるということのを要請しているのではないかと思う。市民が持っているこの3つの権利を実現するために市には、1番目、市民の意志を反映する市政運営に努めなければならない、2番目、情報の公開及び提供ということを積極的にしなければならない、3番目、公平かつ誠実に市民を扱わなければならないので、公平で誠実な市政運営をしなければならない、という義務づけや責任が出てくる。

また、市政運営は効率性と実効性を持たなければならないという要請が入ってくるのが、素素案の中でも重要な要素かと理解をしている。

以上が市政運営の基本原則として素素案の中で考えられているのであろう。これを実現するために議会、行政運営、市、市長、あるいはその他執行機関が行政運営をする際のさまざまな個別的な規定が用意されていると理解している。

市民の持つ3種類の権利では、その活動が単独か複数かは区別をしていないが、素素案では複数で協力して行動するというのを要請しているのだろうと、我々は読み取った。

1番目、相互に助け合うということは、責務や義務というわけではないにせよ、期待しているだろうという我々の読み方だ。

2番目、市民活動、コミュニティ活動も素素案の中でしっかりと書かれている。具体的には町会や自治会といった地縁による団体、NPO法人や市民団体などの自発的に結成された目的団体、機能団体というもの、大まかに2種類の団体組織が活動するというのも素素案では期待しているだろう。まさに尊重しなければならないと謳っている。

3番目、市民が事業者として活動する際には、一般の市民と違う役割を想定しているのだろうということで、載せている。

項目としては以上で、素素案から読み取ったものを体系化している。一番重要なのが、まず、自治を実現するために市民がいて、本来は市民が実現することを信託によって市に与えて、市は市政運営を行うことに

よって自治を実現する、このようなものが大まかな構造になっている。

素案のたたき台を見ていただきたい。

まず目的について、すぐお気づきだと思うが、素案とは少し変わっている。前半部分の「定めることにより」は、今のところ確定していない。これから各条文の章立てや内容によって変わっていくので、あくまでも暫定的なものとして理解してもらいたい。注目していただきたい点は「本市における自治を実現すること」と目的を言い換えている点だ。

定義では、素案の「市民」と「自治」の定義に加えて、「市」を定義している。これは地方自治体の組織が複雑なため最初に定義しておいたほうが良いと考え追加した。また、「自治」の定義も変わっているが、これは素案の第1条の「市民の権利を実現する」とも併せ対応している。素案では、「市民の権利を実現する」ことが目的と定義の規定で繰り返されている。一方で第5条の市民の権利では、「市民は、多様な価値観をもち、平和で幸せに暮らすことができる権利」と書いてある。つまり素案では第1条と第3条と第5条が重複して、相互に参照しあう形になってしまっている。これは若干混乱があるのではないかと考え、目的の規定を「自治を実現する」と短くし、さらに、「権利を実現する」とある内容を「自治」の定義に持ってきて、「主権者である市民が、市民が幸せに暮らせる地域社会を築くこと」と定義をし直した。要は、これをそのまま目的のところに代入すれば、素案と素案たたき台は、同じ意味になると理解をしている。

もう一つ違うところは、「権利」という言葉を落としている点だ。これは編集委員会でもかなり議論があったと理解しているが、我々の考え方は次のとおりである。

まず、素案の第5条では3つの権利が並んでいる。「市民は、多様な価値観をもち、平和で幸せに暮らすことができる権利」と「市政に参加、参画し、それに関する市の情報を知ることや、意見を表明することなどに関する権利」、「地域の政治・行政において、政治・行政への関心や参加の程度によって不利益を受けない権利」である。

しかしながら、この3つの権利は、レベルが異なり均質のものではない。2つめと3つめの権利は、権利に対して市政の成すべきことが具体化される。ところが、1つめの権利は、かなり理念的かつ抽象的なもので、「多様な価値観をもち、平和で幸せに暮らすことができる権利」を持つ市民に対し、市が何をするのか特定できない。

そこで、第5条の1つ目の権利を「目的」、「定義」の規定と一緒にし

ように考えた。そして「権利」という言葉を変えた理由としては、素案全体を眺めたときに、最初だけ「権利」が強調されているが、後は、権利よりも権利が内包する「公共の福祉」や「市全体の利益」などが強調されているからだ。例えば、素案の第8条では「暮らしやすい地域社会の実現に寄与する」とあり、第14条では、「暮らしやすい地域社会を築くために」とある。さらに第29条では「公的責任を十分に踏まえたうえで」とある。公的責任とは何なのか検討したときに、公的責任を実現することにより、市民の権利や市民の福祉を実現することがあると理解した。つまり、権利を実現していくとむしろ公益というものが出てきて、その公益に透かしたうえで、市民の権利が実現されるのだというように、素案は作ってあると我々は考えた。

そこで、権利という言葉を使わないで、市民の利益と市民の福祉が反映されるように文言に変えることを検討し、「幸せに暮らせる地域社会」という文言をあえて使い、自治の内容とした。

次に、たたき台の第3条と第5条では、市民と市の自治の実現への対応にそれぞれなっている。どちらにも「自治を実現するために」とあり、対応していることに注目いただきたい。第3条は素案の第6条、第5条は素案の第21条、第24条、第27条に対応させつついている。第21条は議会、第24条は市長の規定だが、いずれも信託を受けて市政を運営しなければいけないと最初に謳っている。

それから、市民と市の協働の規定の第6条から第8条は、素案の第11条から第13条で対応させている。ただ、素案についての意見の中で、協働への意見がかなりあり、協働の位置づけが果たしてこれでいいものか後で提案したいと思う。それでも、基本的に市民が中心となって協働を行うという枠組みは、崩していないつもりだ。

たたき台の第3条と第6条の規定には、それぞれ第4条と第8条という形で「別に定める」という規定がある。「条例で定める」としていないのは、現に行われている市民参加や協働が、各条例ができていない段階で自治基本条例ができた場合、既存の市民活動や協働の活動というものが、自治基本条例の中で位置づけられないという疑問が出てくる可能性があるためだ。具体的な条例があって市民参加や協働が行われるとするのではなく「別に定める」とした。ただし、実際には条例で定めることを念頭に置いている。その際の準備作業は運営調整部会にお願いしたい。

次に危機管理だが、とりあえずここに位置づけている。大きな問題なのでこれを市全体の話として総則に入れたが、一方、素案で行政の役割としてあったものをここに入れることで、市民にも役割を課すことに

なるのではないかという議論はあった。

次に、第10条から第12条は市政に参加する権利である。素案の第5条には3つ権利があったが、1つ目の権利は定義としたので、残りの2つである。ただ、2つ目の権利には情報を知る権利と意見を表明する権利という2つの内容が入っているので、これは分けてある。つまり第10条を「意見を表明する権利」、第11条を「情報を知る権利」としている。第12条は、「市民は、市政への関心又は参加の程度にかかわらず、市政の運営において公平かつ誠実な扱いを受ける権利を有する」としたが、これは、市民の権利にはそれに対する市の対応が必要との考えから、第20条の「市は、市政の運営において、市民に公平かつ誠実に対応しなければならない。」という表記とあわせたものだ。素案の第5条よりも、「公平」という言葉を加えたことにより権利に広がりが出たと思っている。

第13条の市民の共助の規定は、市民に義務を課し権利を制限するように見えるかもしれないが、これは素案の第14条の地域コミュニティの規定から読み取ったものだ。ここで我々は「互いに助け合い自主的に形成された地域コミュニティ」という文言に特に注目した。これはもちろん地域コミュニティの話ではあるが、そのつくられる前提として「暮らしやすい地域社会を築くために」とある。これは素案の第5条の「幸せに暮らすこと」の実現すなわち「自治」が当然念頭にあるはずで、つまり自治の実現のために地域コミュニティがあるはずだと考えた。これを前提にして「互いに助け合い、自治を実現する」という規定としたものだ。さらに、素案の第7条では「市民活動において」「お互いの権利を尊重する」となっているが、「お互いの権利を尊重する」ことは市民活動に限らず日常的に当然あり得るわけなので、これらをあわせて、第13条が成り立っているわけである。

第14条では、第13条を受けて、「地縁による団体及び市民団体による活動」について述べたものである。市民が活動を強制されることがないように「できる」としている。「地縁による団体」はあまりなじみがない言葉だとは思いますが、他にいい表現がなかったので地方自治法に使われているこの言葉を採用した。市民団体のことは素案の第15条に書いていないため、素案の第14条の「互いに助け合い、自主的に形成された地域コミュニティ」がそうであり、NPO法人や市民団体のことを指しているものと我々は受け止めた。それから素案の第14条の「地域コミュニティが自治の担い手であることの役割を認識し、これを尊重しなければならない」という文言は第15条としている。

第17条以下で注目していただきたいのは、第17条と第19条と第20条の3つの条文で、これは先ほどの市民の権利の第10条から第12条にそれぞれ対応させている。第17条の「市民の意思の反映」は第10条の「意見を表明する権利」に、第19条の「個人情報の保護」は第11条の「情報を知る権利」に対応している。さらに第20条の「公平で誠実な市政の運営」は第12条の「公平かつ誠実な扱いを受ける権利」に対応させてある。

このように、市民の権利というものに対して具体的に市政運営の原理原則で担保されているという関係に、素案の規定を整理した。

第21条からは議会の規定となっている。第21条から第24条まであるが、素案でかなり散らばっていたものを大幅に整理した。整理の仕方は先ほどの「市政運営の原則」や「市民等」と同様に「市民の意思の反映」、「情報の公開、公表」、「誠実な対応」という形でまとめている。そのため、「公表」の規定が各条文に入っているところなどは整理してあるが、つながりも十分に意識した条文にしているつもりだ。

それから、行政運営であるが、これは非常にボリュームがあり、第24条-2から第39条の公益通報まで続いている。

枠組みとしては、素案では「市長」、「市長及びその他執行機関」というような区分けがあり、他の先行事例などでも、「市長」、「議会」、「行政運営」と続いていく形が多い。しかし、我々としては整理の仕方に重複があるのではないかと、つまり、組織の分類をして、その後、法律学でいう作用や活動といった観点からまた区別をすると、組織で書かれていることと作用で書かれていることが重複してしまうのだろうと考えた。

そこで、我々としては組織の分類から条例を整理することはせずに、作用の分類のみで整理を行ってみた。議会、市長、その他執行機関が行っている活動から分類を行って、組織そのものの分類をしないということだ。例えば、他の条例だと、「市長」、「議会」、「行政運営」とするのだろうが、そうすると、「市長」で書かれていることと「行政運営」で書かれていることで重複が出てくる。我々としてはそういう重複がないように、行政運営で一括して条文をまとめている。

ただ、市長というのはとりわけ強い権限を持っているので、あえて役割と責務を確認しなければならないという議論が、編集委員会でなされたであろうことから、市長については理念的な規定をあえて第24条-2という形で載せている。

それから、第25条から第26条は、第10条の権利、第17条の責務に対応したものと整理して、第27条と第28条は、情報を知る

権利に対応してその責任を明確化してある。第29条から第33条までは組織や職員の規定としてある。考え方として、まず市長その他任命権者が組織の仕組み自体をつくり、次にそのつくられた組織の中に職員を配置する、能力の向上に努める、という2段階で考えている。

次に財政運営として第34条から第39条で、こちらは素案から、条文自体はそれほど手を加えてはいない。行政活動に対するコントロールや統制の問題がまとめてある。財政運営、行政評価などだが、特に財政運営の中では、情報公開や市民による統制ということを念頭に置いている。他には行政評価、監査、外部監査の問題、公益通報の問題、行政活動に対するコントロールなど、行政活動そのものというよりも行政活動に対する統制という観点で、最後に置いている。

問題があるのが住民投票で、正直なところこれはまだ全然議論していない。素案たたき台と素案との違いは「発議要件」が落ちているところと「実施することができる」と変えた点だが、これらの点で批判があるとの話も聞くので説明をする。

1点目、発議要件を落とした趣旨は技術的な不備からで、例えば、「住民、議会及び市長の発議」とあるが、「発議」という文言がなじむのは議会と市長だけで、住民は自ら決定する立場であり、「発議」するとはならない。つまり、議会と市長が住民に投げかけることを発議というのであって、住民はそれを決定するわけなので、通常は発議しないということだ。もっとも、それは言葉を変えればよいという話ではあるが、次の問題として、発議要件だけが先にあっても、実際に住民投票をする際にそれだけではできないことが挙げられる。もちろん別に条例をつくるのが念頭にはあるが、その条例で細かい手続の規定ができたうえで、はじめて住民投票が実際に行われるわけである。

ところが、素案ではそういう議論が果たしてなされているのか、それを不安視している。例えば、先行事例として川崎市でも発議要件を入れた条文を持っている。しかし、逐条解説などを見ると自治基本条例の策定委員会とは別に、住民投票条例を実施するための組織を同時に走らせて、そこでかなり細かい議論をしている。両輪で議論しているわけであり、そのようにしていない川口市でも同じように、発議要件だけを前倒しにして果たしていいものかという疑問がわく。

もう一点、「実施しなければならない」という規定を「実施することができる」とした点で、編集委員会の中では、「しなければならない」としたのは、すぐ別に条例をつくらなければいけないということだったかと思う。

ただ、これも技術的な問題ではあるが、こういう規定にすると、個別条例も同時に用意していく必要がある。つまり、自治基本条例ができ、4月1日で施行した場合には、この条文の住民投票条例がないということになり、実行できない状態で、条例を施行するということになってしまいうわけである。解決策として、附則で半年後、1年後、あるいは2年後、3年後に施行を遅らせるということもできるが、今度は、例えば3年後として、皆さんが了解するのかという問題も出てくる。

そういったことから、まずは個別条例をすぐにつくらなければならないとせず、つくることができるとして、住民投票条例をどうするのかをきちんと検討したほうがいいのではないかという考えで、我々からの1つの提案としてこのようにさせてもらった。

協働条例と市民参加条例も同様の問題があるので、これが3つ目である。住民投票条例の実際の策定については改めて検討する必要があると、素案たたき台をつくった者としては思っている。皆さんもご意見がいろいろあると思うが、暫定的にはこのように報告させてもらう。

次に、第42条と第43条、ここでは他の組織として、国や県、市町村との関係と、あるいは海外との交流関係をまとめている。素案の第43条と第44条はかなり重複していて、大きく異なるのは素案の第43条の方に「対等な立場」とあるくらいである。「対等な立場で」というのは、国や県との関係では強調されているが、他の市町村、基礎的自治体等との関係では対等でなくていいというわけではない。つまり、国や県との関係は他の自治体の関係とも共通したことが言えるので、これをまとめて第42条としてある。

44条以降は、最高規範性の条文だが、素案の第35条にあった総合計画の規定も併せてある。素案であえて別立てにしたのに埋没するのではないかというご意見もあるかと思うが、その点は「総合計画等の策定及び運用」という形で、策定と運用の面からも明確化するという配慮をしている。総合計画を自治基本条例の趣旨に該当させなければいけないことを確認するようにしてある。

あとは、コンプライアンスの問題は市長の役割と併せ第45条とし、市民オンブズマンを第46条、運用推進委員会を第47条から第49条で規定している。これらの規定は最高規範性を担保する手段として位置づけているものだ。素案では最高規範性は最初のほうにあったが、これを担保手段とあわせて第4章として大きな枠組みとして最後に持ってきた。最後だから軽んじているという事はなく、日本国憲法も同様となっている。

素案たたき台は、素案から見た目が大きく変わっているので、委員の皆さんからのご意見も多々あるかと思うが、大まかな説明は以上のとおりとさせていただきたい。

起草委員会から運営調整部会への提案事項

検討のなかで、我々では解決できない点があるので運営調整部会に戻したいと思い提案する。次の3点である。

1点目、オンブズマンの取り扱いをどうするか。各検討部会からの意見では、オンブズマンについて否定的な意見が多いのだが、素案には規定が入っている。意見を尊重すれば載せないほうがよさそうだが、勝手に削除もできない。オンブズマンというものを果たして載せるべきかどうか。

第2点、協働の位置づけをどうするのか。素案の中では協働というのはあくまでも市民の権利という位置づけだが、意見の中には、協働についてきちんと定義をするべきではないか、協働を自治基本条例の中ではっきり位置づけるべきではないか、というものがかなりあった。我々の立場では、新たに定義づけをするわけにはいかない。具体的な意見で、総務省で使われていた定義を入れてはどうかというものがあるが、そこでは市と市民が比較的对等な扱いになっているため、この条例の、市民がまず主権者としてあり、市政に対してかなり権利を持っている、という構造が破綻する可能性がある。だから、この定義をそのまま入れることは簡単にはできない。

ここで協働について諮っていただきたいのは、協働の定義を入れるか、あるいは協働の位置づけを明確化するか、定義を反映した形で明確化するか、である。市民の権利であるものを、市が対等とまではいなくてもそのような方向に近づく形にするべきかどうか。

第3点目として、これもかなり意見が割れているところで、責務の扱いを検討していただきたいと思っている。これは具体的にどうという提案はしないが、入れるべきだ、入れるのはけしからん、抽象的にでも責務を入れるべきだ、と意見が割れているので、この扱いもご議論いただきたい。

今後のスケジュールとして、運営調整部会は次回27日に予定されている。お願いしたいのは、次回までに結論をいただきたいということで、我々の希望としては、検討部会には一度意見を聞いているので、できれば運営調整部会で27日に議論いただければと思っている。

最後に付随する要望として3点お願いしたい。1つが、下位条例の扱いで、先ほども申し上げた協働推進条例、市民参加条例、住民投票条例に加えて、運用推進委員会の設置と、オンブズマンの規定が残ればオンブズマンについても、これらをどうするかという個別条例の委任のあり方については我々で議論はできない。これらを4月1日から検討するのでは遅過ぎるだろう。

それから、広報・P Iの体制についても検討していただきたい。策定された後のPR活動やこの条例に書かれている内容を実現する方策についての検討をお願いしたいと思っている。例えば、条例にあるのは運用推進委員会だが、運用推進委員会の中でやるのか、全く別のやり方をするのか、また別組織を考えるのか、ということだ。これも4月1日からでは遅過ぎると思う。方向性は検討していただきたい。

3つめがスケジュールの調整だ。素案たたき台を皆さんに見ていただいたが、その検討をさせてほしいという委員さんの意見が我々にも伝わっている。ただ、我々の立場について運営調整部会で決定されたこととして、まず、各検討部会で素案について検討をしていただいて、その後我々がその意見を踏まえ検討するということであった。我々のつくったたたき台について各検討部会で検討してくださいという手続ではなかったはずだ。実際に素案に対する意見の検討は、実は昨日始めたばかりなので、我々のお願いとして、まずそういった状況を認識していただきたい。

今も素案たたき台には、どんどんと手を加えている。皆さんに検討していただいても、その内容はすでに変わっている可能性もある。手続上の問題として、素案たたき台について検討していただいたものをそのまま起草委員会に渡されても、その都度検討する余裕はない。そこでお願いしたいのは、12月の上旬に素案の案ができる予定なので、12月17日の運営調整部会の開催日程を前倒ししていただき、そこで素案の案をたたいていただきたい。我々は12月4日の期日を守るようにするので、その段階で検討していただきたいと思っている。

このように前倒ししていただければ、その後、素案の案を運営調整部会や各検討部会で集中的に議論していただくことができる。そのうえで、我々起草委員会はその意見を受けとめさせていただきたいと考えている。

勝手なことばかり申し上げたが、まとめると、オンブズマンについて、協働について、責務について、の3点の検討をしていただきたいという

こと、自治基本条例の中で想定されている個別条例の策定のあり方、手続について、検討いただきたいこと、それから、策定された後の周知徹底について検討いただきたいこと、最後にスケジュールについてのこと、以上をご検討いただきたい。

運営調整部会

- ・ 問題提起についてご意見はあるか。
- ・ オンブズマン、協働、市民の責務については、編集委員会でも相当な時間を割いて議論した。さらに時間をかけたら結論が出るか、みんなの声が得られるかといえば正直疑問であり、もう一度検討部会に戻すことはやるべきではないと思う。編集委員会でも検討部会に戻したが、同じ意見の繰り返しで結論は出なかった。また同じ轍を踏むべきではない。

オンブズマンについては、載せるべきという意見は少数であり、否定的な意見が大勢であったが、少数意見を否定しないように載せたという経緯がある。尊重すべきだが、もう一度各検討部会で話しても同じ結果しか出ないと断言できる。

次に、協働の位置づけについては、議論していく度に少しずつ変化があった印象だ。委員が勉強して知識が深まるほど、Aという意見とBという意見の間を行き来したり、Cという意見が出たらCに流れたりというように、いろいろな意見に大きく左右されるものであった。オンブズマンとの違いは、載せることに否定的な意見はないものの、皆が納得するものがなかったということだ。いい意見が出てきたら合意形成が得られるのかと思う。

ただし、「統制」や「コントロール」、逆に「対等」という考えを載せることはそれぞれ危険との意見が強くあり、そのリスクから、載せるのはよそうという話になっている。そういうことから、これも検討部会でまた議論しても、固まらない気がする。

市民の責務については、載せるか載せないか意見が完全に真二つだ。協働やオンブズマンとは違う。運営調整部会で、結論を出すべきかと思う。27日という期限を守ってやったほうがよいかと思う。(編集委員長)

- ・ 私も11月27日の運営調整部会で最終的に決めるべきだと思う。
ただし、一度、全委員一人一人に、各項目について個人の意見を出してもらい、その意見をもとに27日にここで最終的に決めるということ

も考えてはどうか。

- ・ 他の策定委員が知らないうちに決まってしまうのはどうなのか。
- ・ 素案の解説のところにも検討経緯は全部詳しく書いてある。(編集委員長)

運営調整部会

- ・ 起草委員長から、27日の運営調整部会で方向性を決めていただけると進めやすいという提案であった。

- ・ 起草委員長から説明をいただくと、ああ、そうか、と内容がわかる。ただ、説明なしに条文だけ見ると、内容が載っている、載っていない、言葉尻がどうだという議論にどうしてもなってくる。逐条解説とセットならば、これはこう考えるんだな、なぜこういう文を入れたのか、などが分かるかと思う。

起草委員長に質問だが、逐条解説も一緒につくるのか。

- ・ 運営調整部会に出すものでは逐条解説的なものをつけるつもりだ。どうしてこういう条文になったのかの説明や、本文と出入りがあったものを反映するような資料を今つくっていただいているところだ。(起草委員長)

運営調整部会

- ・ 27日までに考えていただきたい3点の提案をどう取り扱うかがまずは問題だ。

それから、下位条例などをどうするか、そして、広報の体制をどうするのか、それから、4日まで素案を作るのでスケジュールを早めてもらいたいということだがどうか。

- ・ 先ほど意見があったが、27日までの取り扱いが委員会の他の委員にわからない。意思決定過程が明確になるように、3点について取り扱いが難しかったということを委員に説明付きで明示して、どうするのか個別の意見を聞いてはどうか。(編集委員長)

運営調整部会

- ・ 間に合うかが問題だが、25日が締切りではどうか。
- ・ その締切りを守ってもらえば取りまとめて27日に提出も可能である。
(事務局)

運営調整部会

- ・ どちらの意見に決まったとしても、自分の意見が通らない方はおもしろくないことと思うが、どちらかに決めなければいけない。全ての委員に意見を聞く機会をつくって、27日の運営調整部会で決定するということがいいのではないか。
- ・ 対話集会等でも、協働や責務では大分意見が出ている。策定委員の中では、今のような決め方でいいと思うが、問題は対話集会の意見をどうするかで、もらった意見を充分反映しなければいけない。

運営調整部会

- ・ パブリック・コメントや対話集会の意見も起草委員会で検討しているかと思うがどうか。
- ・ これまでの策定委員会で決まってきたものをパブリック・コメントで出てきた意見で全くひっくり返すことはできないかと思う。
我々委員が1年半かけて議論してきた中で出た結論と、パブリック・コメントの意見とでは、重みは違ってくるはずだ。
起草委員会で、意見を並べて検討せざるを得ないこともあり得るかとは思ふ。委員会の意見とパブリック・コメントの意見とが真っ向から対立している場合がもしあれば、さすがに両方を見ながら決めるしかないと思うが、想定はしにくい。ただ、パブリック・コメントはきちんと検討して回答しなければならないと思っている。
対話集会の意見に関しては、各委員の皆さんが、感じたことを頭に置きながら、判断し咀嚼して自分の意見にしていけばよいと思っている。
(起草委員長)
- ・ パブリック・コメントは、今日の夜中12時がタイムリミットだ。今のところ12件来ているが、一覧表にしたうえで、まず起草委員会に渡し、27日には運営調整部会の皆さんにもお渡ししたいと思っている。
(事務局)

- ・ 対話集会の意見は、各検討部会で話をまとめ、議論したものが出てきている。

パブリック・コメントは、現制度では生の意見で出てくるわけだが、それについても策定委員が何らかの形で見たほうがよいと思っている。ただ、検討部会で検討するのも難しいので、運営調整部会で検討してもらえれば、近いものになるのではないかなとは思っている。

個別の論点であるオンブズマンと協働と責務の3点についてはそういう扱いでいいのではないか。(起草委員長)

- ・ パブリック・コメントの意見は27日よりも前に見せてもらい、対話集会の意見、自分の意見、今までの経緯などを勘案して27日に臨めばきちんとした議論ができるかと思う。(編集委員長)
- ・ すでに取りまとめには入っているので、本日分を加えれば提示できる。(事務局)

運営調整部会

- ・ いかがか。

異議なし

運営調整部会

- ・ では、オンブズマン、協働、責務の審議については、27日に運営調整部会で検討をする。判断材料としてパブリック・コメントの資料を運営調整部会の委員には事前に送付してもらおう。また、各策定委員の皆さんには、先ほどの3点について詳しく説明のあるものを事務局で発送してもらい、25日までに意見をいただくという方向でいきたい。

- ・ 各委員に質問するときにオンブズマンはイエス、ノーでいけるが、協働や市民の責務はイエス、ノーでは無理だ。裏を返せば、協働と市民の責務はいい条文ができればみんなイエスという回答になる可能性もある。したがってオンブズマンはイエス、ノーで、協働と責務はいい条文案はないかという形になるのかと思う。(編集委員長)

- ・ 定義の中身、パターンがいろいろとあって、そのパターンの数だけ提

示できれば、どれがいいですかとなるが、現実的にそれはできないということだろう。代表的に総務省で使われていた定義ではどうかという意見もたくさんあるが、これではどうですかでは、意見はまとまらないということなのだろう。(起草委員長)

- ・ 協働に関する定義は、別に条例を定めるときに改めてきちんとやったほうがいい。ここで決めてしまい、協働推進条例で、いや違う、となると、大変だ。定義としては載せずに協働をある程度イメージできるような文言を入れたほうが後で困らないのではないかと。

- ・ そうすると、この定義がいいかという、イエスかノーかというよりも、定義を入れるかどうか、入れるとしたらどういう定義がいいか、という質問ということか。(起草委員長)

- ・ 起草委員長の説明を全委員がわかったうえで検討してもらうようにはしてもらいたい。

- ・ 責務に関しては抽象的に聞いてもいいかと思う。例などは出さずに、入れたほうがいいかという聞き方にしてもらい、いろんな意見が出てもいいかと思う。それぞれが抽象的なイメージを膨らませて、細かい規定が要するという意見、責務を設けるとは何たることかという意見、いろいろあっていいと思っている。運営調整部会の回答も抽象的で全然構わないし、具体的にこういう規定を設けるべきだという回答でもよい。(起草委員長)

運営調整部会

- ・ 次の住民投票や運用推進委員会などの個別条例の取り扱いについてはいかがか。

- ・ 個別条例の扱いとPRの問題は、まず、皆さん認識していただく問題だということであって、緊急というわけではない。簡単に結論が出る話でもないの、今後皆さんに検討いただきたいというお願いだ。(起草委員長)

- ・ 個別条例に関しては検討部会に戻せないのか。

- ・ 戻してもらって結構だ。(起草委員長)
- ・ これは、基本的には逐条解説に載せるというイメージか。(編集委員長)
- ・ 逐条解説に載せられれば載せたほうがよいと思う。(起草委員長)
- ・ 運用推進委員会の策定後の広報については、素案では述べていない。議論の段階では、見守るという意味合いが、第5検討部会から大分出ていた。見守るという意味には、条例を大切にしていって広報していくという意味合いと、自治がどこまで進んでいるのか周知していくという意味合いもあるということだった。(編集委員長)

運営調整部会

- ・ では、次々回以降に検討部会も含め検討するというようお願いしたい。

スケジュールについてはどうか。

- ・ 起草委員長からあったように12月17日に行う運営調整部会及び全体会を前倒しすると、12月9日火曜日ではどうかと考えている。

17日には全体会も開催することを想定していたが、当日の審議時間や今日の審議も勘案すると、9日は運営調整部会のみとした方がよいかと思う。そうすると、各検討部会は10日以降に開いていただき、第2回目のパブリック・コメントも前倒しになると思っている。例えば10日から19日という期間だ。各検討部会も10日から19日の間なら、20日以降に起草委員会が開ける。

先ほど起草委員長が、各検討部会に戻しては年がまたがるという話は、空白の期間ができるという懸念があるのだろう。すべて前倒しすれば、年内にもう一度起草委員会が開ける。年が明けてから最後の微調整をしてもらって、1月早々に運営調整部会を開いて、パブリック・コメントなどを反映したものを提示するか、もしくは2回目のパブリック・コメントの意見を報告できるかと思う。各検討部会の意見の調整事項が出されたうえで、1月中旬に素案が確定する流れだ。

ただ、そうなると1月の予定もある程度確定したほうがよい。できれば12月9日の運営調整部会を確定したい。それに伴って年明けの運営調整部会と全体会の日程も確保させてもらえればありがたい。提案だが、年明けならば、1月8日と15日あたりはどうか。(事務局)

運営調整部会

起草委員長の要望を受けて運営調整部会を12月9日に前倒しするということだが、どうか。

異議なし

2. 今後のスケジュールについて

運営調整部会

- ・ 12月9日と1月8日の午後6時30分に運営調整部会を、1月20日の午後6時に全体会でよろしいか。
- ・ 第2回目のパブリック・コメントでは逐条解説も一緒に出すのか。(編集委員長)
- ・ 逐条解説とまではいかないが、経緯の解説書という意味合いのものを予定している。(事務局)
- ・ 12月9日に話し合い、10日にパブリック・コメントでは厳しくないか。特に住民投票についてはいろいろと議論が出て、扱いが中途半端な形だ。9日の話し合いで決まればよいが、12月10日に間に合うのか。例えば発議要件を載せるとなったときに、パブリック・コメントには発議要件が載っていなかったとなるとまずいのではないか。(編集委員長)
- ・ 確定した段階でパブリック・コメントを出すよりは、議論している段階でパブリック・コメントを出したほうが意見を取り込みやすいという議論が以前あった。
そういう意味では、むしろ確定されていないほうが望ましいし、途中で内容が変わっても全然問題はないと思っている。各検討部会での検討もあるし、変更があったほうが、まさに検討段階で意見を出していただいたということになるかと思う。(起草委員長)
- ・ 皆さんがそういう認識であれば構わないが、9日の運営調整部会でドラスティックな内容変更があった際に、その内容がパブリック・コメン

トの対象にならないのはいいのかという懸念がある。それを反映されたものを市民に提供したほうがよいのではないか。個別条例のあり方の方向性がある程度出た段階で、せめてもう三、四日遅らせたほうが丁寧な気がする。(編集委員長)

- ・ スケジュール的には、12日から21日までということは可能だ。(事務局)

- ・ 余り遅くすると年末なのと、祭日の関係でまとめる時間がとれないのではないか。

- ・ 質問は、個別条例について今後どう扱うべきかの議論がされないのではないかという問題提起ではないのか。

- ・ 私が言っているのは手続の話で、要件の問題ではない。実際に自治基本条例ができた際に、具体的に個別条例をどのように策定するのか、例えば4つを一括して検討するのか、ばらばらに検討するのか、そういう手続の問題が全然決まってないという趣旨だ。これは4月1日の施行日までに決まればいい。

住民投票の発議要件の問題は、9日に皆さんに検討していただけるよう出させていただく。中身はそこから各検討部会で検討していただきたいというのが私の考え方だ。(起草委員長)

- ・ 協働に関しては協働の懇談会がある。どこが主体となり今後個別条例について議論すべきなのか、といったことか。

- ・ 例えば、そういうことだ。(起草委員長)

- ・ 第2回のパブリック・コメントを出すときには、第1回のパブリック・コメントに対する回答も出す必要があると思う。それは間に合うのか。

- ・ 第1回目の回答については、起草委員会などで検討され日々変わっている段階では難しい。ご意見を反映させましたと回答しても、最終的にまた変わって反映させられないことも充分ありえる。

ただ、例えば、「第1回目の意見は参考にさせていただき、検討している最中です。第2回目では素案(案)へのご意見をお願いします。」とい

うことは言っていかななくてはいけないとは考えている。12月の広報かわぐちには、今後しかるべき時期に公表させていただきますというニュアンスで載せる予定だ。(事務局)

- ・ 策定委員の意見の締め切りが11月25日だったが、我々運営調整部会員も同様に意見を述べるべきか。
- ・ 策定委員の皆さんの意見を参考にして議論していくという話なので、基本的にはあったほうがよい。(事務局)
- ・ 第2回のパブリック・コメントは12月9日の運営調整部会に出てきた素案ということによろしいか。
- ・ 12月9日の運営調整部会で、検討した後になるかと思う。(事務局)
- ・ 素案の案が出てきたものを、また検討部会で一から確認をすると、相当時間がかかって、スケジュールがきついかと思う。検討部会の会議で意見をまとめるのではなく、それぞれの策定委員に意見を10日以降に出してもらおう形とした方がまとめやすいのではないか。

運営調整部会

- ・ 9日の運営調整部会、策定委員会で素案が確定した後、検討部会で検討したほうがよい。起草委員長から3点の検討事項の提案があったが、それ以外は起草委員会で自信を持ってまとめられていると私は見ている。検討部会で時間をつくって議論することも大事だ。
- ・ その際に検討部会でまとめずに、それぞれの委員が起草委員会に意見を出してもらい、年内に何とか終わるように進めてもらうという形か。
- ・ 起草委員会では、12月上旬までに素案の案を考えるのが仕事という話だったかと思う。(起草委員長)
- ・ その後に答申という作業が一つ残っている。9日までに逐条解説は完成しないだろうから、検討部会からの意見やパブリック・コメントの意見を加味したもので1月に再度検討し、答申に向けた作業までお願いしたい。(事務局)

	<p>運営調整部会</p> <p>私からも願います。以上のとおり決定としたい。</p> <p>3. 広報・PIチームからの報告について</p> <ul style="list-style-type: none"> 市内5カ所に対話集会が行われたが、各会場で出た意見、アンケートの集計結果が資料4の意見まとめとなっている。ぜひ今後の論議に役に立てていただき、起草委員会でも参考にさせていただきたい。 <p>次に「川口市市民活動と行政との協働推進懇談会」からの意見書の取り扱いについてだが、この協働推進懇談会は市の要綱で設置された会であるが、一方で、この自治基本条例策定委員会でも協働について論議が行われていることから、当策定委員会の検討結果を尊重する意味からも、この意見書を特別に取り扱うことはしないこととした。この協働推進懇談会からはほぼ同じ内容でパブリック・コメントが提出されていることから、こちらで検討を行う。</p> <p>他に報告として、パブリック・コメント募集のポスターとチラシを作り、各市内公共施設で掲示、配付をするとともに同時に市民団体向け350団体にチラシを郵送した。</p> <p>編集委員会からあった素案のPRについては、チラシ配布とともに配布、郵送を行った。また、市のホームページと市政情報コーナーでも公開している。</p> <p>パブリック・コメントは今日が締め切りだが、現在までに12件寄せられている。職員アンケートも12件提出されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 27日までにパブリック・コメントのデータをもらえるとのことだが、市民、職員の両方が。 そうである。(事務局) <p style="text-align: right;">(以上)</p>
次回以降日程	<p>次回 12月9日 午後6時30分から</p> <p>次々回 1月8日 午後6時30分から</p>